

○福井県後期高齢者医療広域連合議会事務局規程

〔平成21年4月1日〕
〔議会訓令第1号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、福井県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第11号）第3条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）の職及び職務その他必要な事項について定めるものとする。

（職）

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

- 2 事務局長は、広域連合の事務局長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、広域連合の事務局次長をもって充てる。
- 4 書記は、広域連合の総務課の職員をもって充てる。

（職務）

第3条 事務局長は、議長の命を受けて職員を指揮監督し、議会に関する事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、上司の命を受け、議会に関する事務に従事する。

（雑則）

第4条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務の処理については、広域連合長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。